

利用者（団体）各位

国立若狭湾青少年自然の家所長
玉井 茂 博

食事のご利用キャンセルの際のキャンセル料の取扱について

日頃より、当施設の事業に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

このたび、食堂に注文した食事（食堂食・野外炊事用食材・弁当）の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱につきまして、変更させていただきますのでご案内申し上げます。

昨今の食堂運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。

このような中、令和7年10月以降は、国立青少年教育振興機構の28教育施設の食堂の契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

今回の28教育施設の食堂契約の一本化に伴い、食堂に注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱についても、令和7年10月以降は、下記のとおり、全施設統一の基準とさせていただきます。ご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 令和7年10月1日

2. 食堂に注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱

①食堂食及び野外炊事用食材

利用の初日の2日前15時以降～当日のキャンセル・数量変更：100%

利用の初日の3日前15時以降～2日前15時までのキャンセル・数量変更：50%

②弁当

利用の初日の7日前の15時以降～当日のキャンセル・数量変更：100%

※上記①の数量変更については、各食あたり20食以上の数量の減がキャンセル料徴収の対象となります。上記②の数量変更は各食あたり1食の数量の減からキャンセル料徴収の対象となります。

※上記のキャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルについてもキャンセル料徴収の対象となります。

※天災等、利用者様に責任のない不可抗力によるキャンセルはキャンセル料徴収の対象外です。

以上

2025年
10月1日から



食事キャンセル料の取り扱いが変わります

ここでの「キャンセル料」とは、
○注文すべてを取り消す(=キャンセル)
○注文数を一部変更する(=数量変更)
の両方を含みます

ご連絡いただいたタイミングによって、キャンセル料が発生します

◎食堂食、野外炊事食材は、

ご連絡いただいたタイミング	キャンセル料
3日前の15:00をすぎて	… 50%
2日前の15:00をすぎて	… 100%

19食以下の
変更に、
キャンセル料は
発生しない

Q.3日前、2日前って？

→ご利用初日からさかのぼって

例 10月10日～11日の一泊二日の場合、
3日前とは「10月7日」
2日前とは「10月8日」となります

Q.1食分でもキャンセル料？

→各食あたり20食以上の減が対象です

例 10月10日～11日の一泊二日の場合に、
①10月5日に「5食減」を連絡し、
②10月7日に「15食減」を連絡し、
③利用当日に「10食減」を申し出た場合、

↓

②+③で20食以上となるので、
キャンセル料が発生する

15食分の50%と、
10食分の100%がキャンセル料となる

※もし③がなかったら？

→全体としてキャンセル料は「なし」となる

当日に3人休んじゃった…
大丈夫、3人なら
食事代はいただきます



◎弁当は、

ご連絡いただいたタイミング	キャンセル料
7日前の15:00をすぎて	… 100%

Q.7日前って？

→ご利用初日からさかのぼって

例 10月10日～11日の一泊二日の場合、
7日前とは「10月3日」となります

Q.1食分でもキャンセル料？

→7日前15:00以降は1食でも対象です

(=注文数の変更はできません)

※次の場合にも、キャンセル料が発生します

- ・キャンセル期限をすぎてからの利用日程短縮
- ・ // 別日程への変更

※次の場合は、キャンセル料は発生しません

- ・不可抗力(利用団体に責任がない)によるキャンセル 例:天災など